

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 モンチ優愛会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の定めに基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わないものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員に対しては、定款第8条に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事のうち、当法人の使用人としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。但し、使用人としての正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤役員に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 全理事の報酬総額は、年間100,000円以内とする。

- 2 全監事の報酬総額は、別に評議員会において別に定める額とする。
- 3 常勤役員の報酬月額は、別表第1「常勤役員俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤役員の報酬月額は、常勤役員俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決定する。
- 5 非常勤役員の報酬は、理事会又は監事監査に出席した場合に、その役務1日につき4,000円（税引き後）とする。
- 6 評議員の報酬は、評議員会に出席した場合に、その役務1日につき4,000円（税引き後）とする。

(費用弁償)

- 第5条** 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費を、給与規程に定める通勤手当の支給基準に準じて支給することができる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、旅費規程に定める基準に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条** 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、原則としてその月の末日まで（支給日が金融機関の休業日の場合は、前営業日）に支給する。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第7条** 報酬等は、通貨で直接本人にその全額を支給する。但し、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条** 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

- 第9条** 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(その他)

- 第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。